



女性活躍推進法

平成 27 年 8 月制定



「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定され、今年 4 月から全面施行されます。この法は、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分発揮して活躍できるよう、国や、地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組みを自ら実施することを促すための枠組みについて定めたものです。

この法は、すでに働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性を含め、正規・非正規といった雇用形態・自営業などの就業形態に関係なく、働きまたは働こうとする全ての女性を対象としています。

また、女性が活躍できる環境を整備するため、国や地方公共団体および 301 人以上の労働者を雇用する民間事業主は事業主行動計画の策定等が義務付けられています(300 人以下の民間事業主は努力義務)。

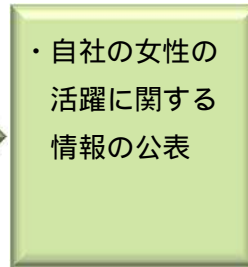
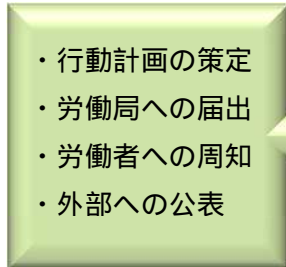
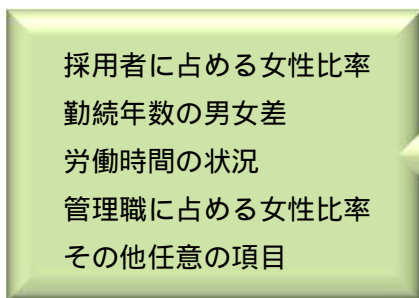
民間事業主の場合は、以下の項目を実施するよう定められています。

状況把握(~ は必須)・課題分析

行動計画策定・推進

情報の公表

さらに労働局へ
優良企業の申請



厚生労働大臣の
認定を目指しましょう!

15 歳から 64 歳までの女性の就業率は、平成 26 年には 63.6% (昭和 50 年 48.8%) と増加する一方で、依然として仕事と生活の両立ができずに就業継続やキャリアアップを諦める女性も多く、約 6 割の女性が第 1 子出産を機に離職しています。

また役員や管理職等指導的地位にいる女性の割合は諸外国に比べ低い水準にとどまっています。

男女雇用機会均等法施行から 30 年目となる今年、女性の活躍推進は喫緊の課題です。期限を区切って迅速かつ重点的に取り組むことが必要のため、女性活躍推進法は 10 年間という期限を区切った時限立法です。

平成 26 年 平成 32 年末までの国の数値目標

(国の「第 4 次男女共同参画基本計画」より抜粋)

70.8% → 77%

女性の就業率(25 歳~44 歳)

1 時間 7 分 → 2 時間 30 分

6 歳未満の子を持つ夫の家事・育児時間(1 日当り)

9.2% → 15%(課長級)

女性の登用比率(民間)

2.3% → 13%

男性の育休取得率(民間)



自らの意思によって働きまたは働こうとする女性の活躍を推進することは、女性・男性を問わず働き方改革につながっていきます。誰もが家庭・地域・職場といったそれぞれの場で個性と能力を十分に発揮して輝くことができる社会の実現が期待されます。



マタハラ問題

小酒部さやか著
筑摩書房 2016

著者は自身の被害経験をもとに「マタハラ Net」を設立。平成 27 年、アメリカ国務省主催の「世界の勇気ある女性賞」を受賞した。第 1 子の妊娠を機に 6 割の女性が仕事を辞める日本。マタハラは人権問題であり、労働問題であり、ひいては日本の経済問題であると著者は訴える。



女性官僚という生き方

村木厚子、秋山訓子著
岩波書店 2015

前厚生労働事務次官の著者をはじめに、30 代の専門職まで、様々の省庁で働く様々な世代の女性たちが、仕事の面白さ、出世の意味、家庭や子育てとの両立の課題について語っている。長時間労働の典型であった霞が関が、採用・登用政策で女性が増えたことによって大きく変わろうとしている。

新着図書紹介



女性と子どもの貧困

樋田敦子著
大和書房 2015

離婚、病気、リストラ、介護...。いつだって誰だって貧困に陥る可能性がある。社会から孤立した人たちを追った渾身ルポから、どう対処したらよいか問いかけている。つながれば救えた命もあったのでは。情報を共有し、居場所・食糧を提供していくことが急務である。



リベンジポルノ

渡辺真由子
弘文堂 2015

相手の性的な画像や動画を同意なしに公開・拡散する行為を「リベンジポルノ」と呼ぶ。リベンジポルノは被害者が受けるダメージが甚大であるにもかかわらず、責められるのは加害者よりも被害者、というのが大きな特徴だ。リベンジポルノが増殖する社会にどう向き合うのか。



家族幻想

杉山春著
筑摩書房 2016

現在ひきこもりと呼ばれる人々はおよそ 70 万人。ひきこもる人々を追い詰めているのはその人を縛る内面化された価値観だ。その価値観を作り上げるのは時代の常識であり、それぞれの家庭が引き継いできた価値観でもあると著者はいう。15 年以上にわたる取材をまとめた。

テーマで読む 1 冊

女性はもっと
活躍できる！
岩田喜美枝、菅原千枝著

平成 27 年 8 月女性活躍推進法が成立した。女性の活躍についてはこれまでもいろいろ議論されてきた。職場における女性差別禁止という人権問題にはじまり、最近では不足する労働力を補うものとして女性の活躍が期待されるようになってきた。本書は、企業において女性の活躍はなぜ必要か、企業における女性の活躍とは何か、を考察。(21 世紀職業財団 2015)



時代を拓いた女たち



しばはら うらこ
柴原 浦子

明治 20 年(1887 年)~昭和 30 年(1955 年)

『女性の正義のために、
弱き者のために、
市政の肅正のために』

産児調節運動の先駆者として活躍した柴原浦子は、明治 20 年農家の一男三女の末っ子として広島県御調郡に生まれる。明治 34 年父の死を機に、看護婦を志し大阪に出る。生活費を稼ぎながら修行し、18 歳で看護婦資格を手にする。まもなく医師と結婚し夫の実家である尾道市で医院を開業したが、姑との軋轢により離婚。再び大阪に出て派出看護婦をしながら、27 歳で助産師免許取得。助産師のいない福山市の村で近代的産婆として「柴原妊産治療院」を開き、助産師のかたわら衛生指導のため各地で講演をした。講演後女たちの悩みに耳を傾け、多産の苦しみが深刻であることを思い知らされた。12、3 人の子を産むのが普通だった時代で、乳幼児の死亡率は高く、母親も命を失うことが少なくなかったのである。大正 6 年尾道に移り、尾道婦人会、尾道処女会などを創設。教養講座やバザーの開催など多忙な中、浄土寺の石段で子女教育のあり方や、酒やとばくの戒め、共同井戸端の清掃などを訴える辻説法まで試みた。そんな浦子は「女巡查」と呼ばれ、人々の理解と信頼をかち得て行った。

大正 10 年助産院と託児所、そして妊婦滞在所を併設した「尾崎俱樂部」(集会所)が設立され、浦子は主任として住み込んだ。自宅出産が一般的だった

時代に、産婦のための収容施設はごく稀で先駆的であった。多産で苦しむ女たちを目の当たりにし、浦子は避妊のしかたを教え、墮胎を行った。日本に産児調節を伝えたと言われるマーガレット・サンガーが来日する以前のことである。大正 15 年尾道市長の愛人が懐妊したが、市長から出産費がもらえず自殺するという事件が起きた。浦子は男の身勝手に憤慨し、「女性の正義のために、弱き者のために、市政の肅正のために」と市長リコール運動を展開し、辞職に追い込んだ。

昭和 5 年大阪で「日本産児制限協会」の設立に参加し、「優生相談所」で活動。当時非合法だった産児調節の指導を積極的に行いながら、墮胎も女たちにとって緊急な産児調節であるとして敢行した。しかし「産めよ殖やせよ」の国策のもと弾圧対象となり、執行猶予の判決を受けながらも中絶手術に応じ、1 年 6 か月の実刑に服した。その後も浦子は、夫の暴力や多産に苦しむ女たちの中絶希望にためらいなく応じた。昭和 21 年、非合法の勉強会を続けていた仲間たちに押され、戦後初の総選挙に無所属で出馬したが惜しくも破れた。昭和 30 年 68 歳で死去。浦子は望まぬ妊娠・出産という女たちの苦しみから救い出すため、敢えて国策に背いたのであった。

参考図書：「続山陽路の女たち」「女たちの 20 世紀・100 人」

産児調節運動

産児調節とは、社会的、経済的、また母体保護などの医学的理由から、人為的手段によって受胎または出産の制限や調節を行うことで、明治期に墮胎罪体制が確立し、法律で禁止となった。

大正 11 年、避妊をバース・コントロールと命名し「安全で確実なバース・コントロールが女性の解放と人類の進歩に必要である」と提唱したアメリカのマーガレット・サンガーが来日し、加藤シヅエらによって、多産に苦しむ女性や貧困からの解放を目指した産児調節運動が展開されるようになった。しかし戦時下では、「産めよ殖やせよ」と人口増の政策がすすめられ、優良多子家庭を表彰し、女性は「子宝部隊」として子どもを産むことが期待され、産児調節運動は危険思想として弾圧を受けた。戦後家族計画運動として展開し、昭和 23 年刑法墮胎罪はそのままで優生保護法が制定され、中絶が合法化された。平成 8 年には母体保護法と改められる。

参考図書：「女性学事典」



にゅーすBOX

国の「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

平成28年度から5か年の「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。計画では、働きたいのに求職していない女性が昨年の労働力調査で303万人に上ったことを「非常に大きな損失」と指摘。男性の育児や介護への貢献が十分でなかったために女性の負担が増え、働くことが難しい場合が多かったとして、長時間労働削減などの働き方改革を進めるとした。また、25～44歳の女性の就業率を平成26年の70.8%から平成32年に77%まで引き上げる目標を新たに設定。働き続けたい女性が育児や介護などで仕事を辞めずに済む環境づくりを進める。

公立学校 女性管理職最多 15.7%

文部科学省の発表によると、公立学校の校長、副校長、教頭を合わせた管理職のうち女性は1万1083人(平成27年4月1日)で、その割合は15.7%と過去最高だった。全都道府県・政令指定都市のうち女性管理職の割合が最も高いのは相模原市の33.8%だった。

「現代の名工」に女性推薦枠

厚生労働省は、各分野で卓越した技能を持つ職人を表彰する「現代の名工」で、平成28年度から女性の推薦枠を設ける。「現代の名工」は昭和42年度に始まった。男女別にさかのぼれる昭和62年度以降、3,898人が名工に選ばれたが、女性は婦人服の製造や美容師を中心に218人(5.6%)と少なかったため、現制度を見直すことにした。

夫婦同姓規定 合憲

「夫婦は同姓」「女性は離婚して6か月間は再婚禁止」とする民法の規定は憲法違反ではないか、という訴えに対し最高裁が判決で初の憲法判断を示した。いずれも国への賠償請求は退けたが、夫婦同姓は「合憲」と判断。再婚禁止規定については100日を超える期間の部分を「違憲」とした。

生活の本拠を共にする交際相手からのDV 保護命令 443件

平成26年施行の改正ドメスティックバイオレンス(DV)防止法で新たに保護の対象となった、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、全国の裁判所が平成27年10月末までに計443件の保護命令を発令したことが最高裁の集計でわかった。

練馬区 ひとり親家庭ニーズ調査

練馬区は、ひとり親家庭への効果的な支援策を検討するため、平成28年度に児童育成手当を受給する約7000世帯を対象にニーズ調査を行う。調査結果を踏まえ、平成29年度に向けて、相談体制や就労支援策の充実、子どもへの支援の充実、地域で支える仕組み作り等、ひとり親家庭への支援事業の拡充を検討していく。

子どもの貧困対策 決定

政府は子どもの貧困対策を決定した。ひとり親家庭や子どもの多い世帯への支援に重点を置き、子どもが3人以上いる低所得世帯への支援を拡充する。主な支援として、平成28年度から子どもが3人以上いる年収約360万円未満の世帯の保育所の保育料を兄弟の年齢にかかわらず2人目は半額、3人目以降は無料とする。幼稚園も同様に適用。住民税非課税のひとり親家庭は保育料を第1子、第2子ともに無料とする。また、「貧困の連鎖」防止策として、自治体などによる無料の学習塾の拡充を促すなどの子どもの学習支援や食事提供ができる居場所づくりを進める。

非正規の正社員化促す「5か年計画」

厚生労働省は、派遣や契約社員など非正規労働者の正社員化を促す「正社員転換・待遇改善プラン」を発表した。企業への助成金を拡充したり新設したりして、やむなく非正規で働く人の割合を平成28年度以降の5年間で約半分にすることを目標とする。また非正規労働者が、同じ企業で1年以上働いており、子どもが1歳6か月になっても働く予定なら育児休業を取れるよう制度を改め、平成29年度からの施行を目指す。

ひとり親家庭 支援強化

ひとり親家庭に支給される「児童扶養手当」について、政府は平成28年度から子ども2人以上の家庭の支給額を最大で倍増する。2人目の支給額引き上げは35年8か月ぶり。またシングルマザーの就職支援を強化するため、専門の就職支援相談員を「マザーズハローワーク」に配置する。

国立成育医療研究センター 妊娠相談専門外来

妊娠を控えた女性やカップルの相談などに応じる専門外来を国立成育医療センターが1月に開設した。特に糖尿病や小児がん経験者などの女性らの相談に力を入れる。また、同センターは妻の出産後、男性の2割弱に「産後うつ」傾向がみられるとの調査結果もまとめた。

サウジアラビア初の女性議員

サウジアラビアの自治評議会(地方議会に相当)選挙で、初めて立候補を認められた女性候補者のうち20人以上が当選した。サウジの女性は自動車の運転が禁じられ、結婚や旅行にも男性後見人の許可が必要になるなど保守的な環境で生活している。選挙戦中、男性有権者に対面での訴えは禁じられているため仕切り越しに訴えたり、代弁してもらったりした。

